

第四次総合計画 第2期実施計画策定方針

1. 前期基本計画での実施計画の執行状況

我孫子市は第四次総合計画基本構想に定める将来都市像「未来につなぐ心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子」を実現するため、令和4年度から令和9年度の6年間を計画期間とする「前期基本計画」を策定し、この基本計画の施策を推進するため、「第1期実施計画」（令和4年度から令和6年度）を効率的かつ効果的に進めています。

第1期実施計画では、基本構想に定める8つの基本目標「安全・安心」、「健康福祉」、「子ども・教育」、「産業・観光」、「都市基盤・公共交通」、「環境」、「生涯学習・文化・スポーツ」、「男女共同・人権・平和・国際交流」に紐づく36施策と施策推進のための横断的な取組について、事業を具体化し、総合的に実施しています。

また、実施計画に位置付けた事業については、社会情勢の影響や関係各所との調整等で時間を要した事業を除き、概ね計画どおりに進んでいます。

我孫子市の人口は、平成28年から転入者数が転出者数を上回る社会増となっているものの、死亡数が出生数を大きく上回っていることで減少傾向が続いており、高齢化率は令和5年9月1日時点で30.9%に達し、少子高齢化も加速しています。

今後、持続可能な行政運営を進めていく上では、だれもが安全・安心に暮らすことができ、環境にやさしいまちづくりに向けた事業や、移住・定住化策を重点的に行うとともに、行政のスリム化も合わせて行っていく必要があります。

2. 策定の基本的な考え方

第2期実施計画は、第1期実施計画からの継続性を踏まえた計画とします。

また、この実施計画では、第1期実施計画の最終年度に位置付けた事業の再精査を含め、各々の事業の必要性、市が実施する必要性、事業手法や財源確保等、効率的かつ効果的な執行の工夫などを精査し、事業を選定していきます。

なお、策定に際しては、財政状況を十分考慮するとともに、公共施設の老朽化対策などについては、公共施設等総合管理計画に定める方針及び各施設の個別施設計画の内容を踏まえて精査します。

3. 計画期間

第2期実施計画の期間は、令和6年度から8年度までの3か年とし、総合的かつ効果的な行政経営を行います。

なお、人口減少や少子高齢化の進展に伴って、年々厳しい財政状況となっていくことが予想される中、社会情勢や行政需要の変化、制度改正などに迅速に対応できるよう、毎年度の予算編成時に時点修正を加え、よりの確な事業精査に基づく予算の重点配分を行います。

4. 計画に位置付ける事業

第2期実施計画には、次に掲げる事業を計上します。

- ① 重点的に資源投資を行うなど、引き続き「前期基本計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられた施策実現のために重要な事業
- ② 既存事業のうち、新たな視点や手法で行う事業
- ③ 令和6年度から8年度に新たに立ち上げる事業

5. 事業の採択基準

厳しい財政状況が続く中、多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、前期基本計画の施策を確実に実現していくためには、事業を徹底して精査し、真に優先度の高い事業を選択していく必要があります。

そのため、各施策や事業について、行政評価の活用や各種審議会等からの意見を含めた、市民の視点で評価していきます。

今回の実施計画では、前期基本計画の施策の推進を基本に、次のような視点で事業採択を行い、限られた資源の効率的かつ効果的な配分を行います。

① 事業の必要性

基本計画を推進していく上で、真に優先度の高い事業かどうかを次の視点で精査します。

- ア. 「前期基本計画」の指標（特に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPI）を実現するため、貢献度が高い事業か
- イ. 現在の市民ニーズを的確に捉えた上で必要性が高いか、緊急性が高い事業か
- ウ. 法令等の義務付けがある事業か

②市が実施する必要性

持続可能な自治体経営を実現していくためには、公共サービスを行政だけでなく、市民と行政がともに担っていくことが不可欠です。こうした観点から、市が実施する必要性がある事業か、民間企業やNPO、市民団体などで実施できる事業かどうかを精査します。

③市民との協働による事業手法の工夫

第四次総合計画では、「施策推進のための横断的な取組」として、「市民との協働によるまちづくりの推進」を掲げています。市民と事業者、行政が対等なパートナーとしてまちづくりを進めるため、市民との協働への積極的な工夫を事業採択の重要な要素とします。

④財源確保をはじめとした効率的かつ効果的な執行の工夫

事業採択にあたっては、委託やPPP（公民連携）などの民間活力の活用、維持管理費の削減策の実施、国・県、他団体の助成制度等の活用、適正な受益者負担など、事業費の削減や平準化、財源確保の面で効率的かつ効果的な執行の工夫がなされているかを精査します。

特に「第2期我孫子市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けている事業については、地域再生法に基づき、地域再生計画を作成し、デジタル田園都市国家構想交付金（※）を活用することを前提とします。

（※）デジタル田園都市国家構想交付金は、基本的に新規事業を対象としますが、既存事業においても、手法等を変更することで、より地方創生に係る効果が期待できる場合は対象とします。